



浦添市公告第 121 号

浦添市養育支援家庭訪問事業家庭支援員派遣業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を締結したので、浦添市契約規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 8 日

浦 添 市 長 松 本 哲 治



随 意 契 約 の 事 後 公 表

1 契 約 件 名	浦添市養育支援訪問事業支援員派遣業務委託
2 契 約 内 容	養育が困難になっている家庭に対してホームヘルパー等を派遣し、家事支援や育児支援を行う。 契約期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
3 契約の相手方の 名称及び住所	公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会 会長 与那嶺 清子 那覇市首里石嶺町 4-373-1
4 契約の相手方と した理由	次に掲げる選定基準の条件をすべて満たした見積書提出者が、当該団体のみであること。 1)地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること。 (2)本業務に対応派遣できる体制を整えており、有資格支援員を多数備えていること。 (3)本市と契約実績があり、当該履行状況が良好である。 (4)母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第 6 条により、母子・父子福祉団体等の発注機会の増大への配慮が規定されており、本事業を委託することが同法の目的となること。
5 契約締結日	令和 2 年 4 月 1 日
6 契 約 金 額 (消費税及び地方消費税込み)	家事・育児支援訪問手数料 1 時間 1,650 円 事務費 年間 440,000 円